

鋸南町移動支援事業の手引き

令和6年4月

鋸南町保健福祉課福祉支援室

移動支援について

移動支援は、対象者が外出（通勤、営業活動その他の経済活動に係る外出、通所その他の通年かつ長期にわたる外出、通院のための外出及び社会通念上適当でない町長が認める外出を除く。）をする場合において、対象者の外出を支援するために必要な移動中の介護を行うものである。

移動支援の対象者

移動支援の対象者については、次のとおり。

障害種別	対象要件
身体障害者（児）	身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、肢体不自由Ⅰ級であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する方、また視覚障害を有する方。
知的障害者（児）	療育手帳を所持している方、またこれと同等の状態で支援の必要性が認められる方。（医師の意見書や診断書で判定）
精神障害者（児）	精神障害者保健福手帳の交付を受けている方、精神障害を事由とする年金の受給権者、または自立支援医療（精神通院）の受給者もしくはこれらと同等の状態で支援の必要性があると認められる方。（医師の診断書、もしくは千葉県精神保健福祉センターの意見書等により判定）
発達障害者（児）	自閉症、広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって政令で定めるものに該当する方。（精神障害者保健福祉手帳、もしくは千葉県精神保健福祉センターの意見書等により判定）
難病患者等（児）	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定める疾患に該当する方で、上記身体障害者（児）と同等の重い状態で支援の必要性があると認められる方。（医師の診断書により判定）

※その他町長が必要と認めた者。

※上記の内、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援の支給決定を受けている方、入院している方、施設に入所している方は原則対象外。

実施方法

移動支援事業所が介護福祉士等（鋸南町移動支援実施要綱 第3条の2参照）を対象者の居宅等へ派遣し、外出時の移動中に必要な支援を行う。鋸南町の移動支援のサービス提供形態は、1人の方に対して、介護職員等がマンツーマンで支援を行う「個別支援型」としている。

外出の範囲

対象となる外出の範囲

移動支援の対象となる外出例については、次のとおり。

外出内容	外出先の例
行政機関等に関わる手続き・相談、選挙の投票等	市役所、区役所、裁判所、警察署等の官公庁等
文化施設等の利用	博物館、美術館、科学館、市民センター、動物園、植物園、水族館、公園等
体育施設等の利用	体育館、競技場、プール、パークゴルフ等
観光施設等の利用	観光地の施設等
娯楽施設等の利用	映画館、コンサート会場、食事、カラオケ、ボウリング場、野球場、サッカー場、遊園地等
買い物	商店、スーパー、コンビニ、デパート等
利用・美容・着付け	美容院、美容院等
冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場
金融機関の利用	銀行、郵便局等
国、県、市、町主催の研修・講座・見学等の各種行事や、障害者団体等が主催する福祉大会等のへの参加	会場、会議室等
その他余暇活動・社会参加	利用者の子どもの学校行事への出席、家族知人のお見舞い、習い事・サークル活動等

※利用者宅から目的地までの移動に係る交通費や入場料金等の実費は、介護福祉士等分も含めて利用者側の負担となる。

対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、移動支援事業の対象外。

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通園、通所等（※）
通院	病院、診療所等
本制度を利用することが適当でない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動等
	社会通念上適当でない外出（ギャンブル場等）

（※）ただし、保護者の入院・出産等、やむを得ない場合は、診断書等の提出を受け、期間（6ヶ月）を定め、必要な時間数を支給できる（臨時的な利用決定）

サービスの内容

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行う。具体的な事例については、以下のとおり。

- ・移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ・外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- ・外出先での必要な支援（排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）

※外出の準備（整容、更衣介助、手荷物の準備等）や外出から帰宅した直後の対応（更衣介助、荷物整理等）についても、必要最低限の時間は支援の対象とする。

留意事項

サービス利用は、その利用を開始した日のうちに利用を終えなければならない。なお、本人の状態や必要性に応じて宿泊を伴う利用も可能であるが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することになる。就寝中等サービス提供行っていない時間は報酬算定できない。

2人体制

対象者の身体の状態により1人の従業者では適切な介護が困難と認められる場合、対象者が暴力行為、器物破損行為等に及ぶおそれがあると認められる場合、その他複数の従業者による介護が必要であると認められる場合には、移動支援事業者は、当該対象者の移動中の介護を2人の従業者により行うことができるものとする（利用時間数の考え方は身体介護と同様）。

移動支援に関するQ&A

Q 1 行政機関での手続き等。

行政機関での手続きや情報収集に移動支援を利用することは可能か。

A 可能。ただし、通院等介助が支給決定されている場合は通院等介助が優先する。また、他の用事と併せて外出する場合は、移動支援での利用となる。

Q 2 フィットネスクラブ等での利用。

フィットネスクラブなどの利用をする場合に、移動支援を利用することは可能か。

A 可能。ただし、器具の操作や運動の相手になること、ストレッチをする相手をするといったことは不可。あくまでも、本人が移動する場合の介助や更衣やトイレ、飲食の介助、危険回避のために必要な支援を行う場合や常時の見守りを要する場合に限られる。(本来は スタッフによる支援が望ましい) また、一般に運動等の相手や指導をすること(スキー、スケート、水泳等をヘルパーが指導したり一緒に行くこと)は移動支援の対象外であるため、実施の必要がある場合は事業者と利用者間の私契約に基づく「独自サービス」として行うことが考えられる。

Q 3 プールでの利用。

本人と一緒にヘルパーがプールに入る場合、プール内の介助も移動支援として算定することは可能か。

A 可能。プール内は基本的には施設管理者の管理下にあると考えるが、体育の授業やプール教室等指導者がいる場合以外において、監視員では即座の対応が困難で、ヘルパーが水泳の指導や一緒に遊ぶということではなく、危険回避のために必要な支援を行う場合や常時の見守りを要する場合はプール内でも算定の対象とする。
また、プールからあがって更衣やトイレ、飲食の介助を行う場合も算定可能である。
なお、水による事故の恐れがあるため、事業所で加入している保険の適用可否等を含め、事業者と利用者は特に十分な合意のもとに利用する必要がある。

Q 4 登校・通所の練習での利用。

1人での登校や通所の練習に移動支援を使うことは可能か。

A 原則不可。ただし、入学前や障害福祉サービス事業所の正式利用前に訓練として目的地のひとつとして設定することは可能。なお、利用が一時的なことが明白であれば期間限定での検討は可能。

Q 5 1回当たりのサービス提供時間や目的地の数。

1回のサービス提供時間や目的地の数に制限はあるか。

A ない。

Q 6 市外に行く場合の利用。

市外に行く場合でも、移動支援を利用することは可能か。

A 可能。

Q 7 ヘルパー派遣に要する交通費。

ヘルパーが利用者の自宅に行く場合の交通費を利用者から徴収することは可能か。

A 移動支援事業者が自らの運営規程で定めている「通常の事業の実施地域」以外へのヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合に、交通費を徴収することは可能。

Q 8 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの。

「通年かつ長期にわたる外出」に該当するものはどのようなものか。

A 年間を通し、日々継続して必要となるような外出であり、通学、通園、通所等が該当する。ただし、継続した外出であっても、「習い事」、「サークル活動」等の余暇活動は移動支援の対象となる。

Q 9 目的地のみの支援。

家族等が目的地まで往復の送迎を行い、目的地のみで移動支援を利用することは可能か。

A 可能。(例えば、ショッピングモールで待ち合わせして、そのモール内だけ移動支援を利用するような場合等) また、駅やバス停に家族等が送迎を行い、ここで本人を事業者に引き渡し目的地まで移動支援を利用することも可能である。自宅外で待ち合わせてサービスを利用する場合は、誰が待ち合わせ場所まで利用者を送るのか、誰が待ち合わせ場所まで迎えに来るのかといったことを含め、事業者は利用者の安全確保について利用者やその家族等に十分確認しておく必要がある。

Q 10 グループホームの入居者の利用 グループホームの入居者が移動支援を利用することは可能か。

A 可能。(通院は除く。)

Q 11 短期入所事業所・日中一時支援事業所との併用。

短期入所中や、短期入所事業所への送迎に移動支援を利用することは可能か。また、日中一時支援と移動支援を同じ日に利用することは可能か。

A 短期入所利用中・送迎時どちらも可能。ただし送迎での利用については、短期入所事業所が対応できない場合に限り可とする。日中一時支援との同日の併用については、利用時間が重複していなければ可能。

Q 12 入退院時・健康診断受診時の利用。

通院には移動支援の利用ができないが、入院や退院時に移動支援を利用することは可能か。また、健康診断受診のために病院へ行く際の利用は可能か。

A 入退院時の利用は可能。健康診断については、健康保険の適用外(診療報酬の対象とならない)となる健診であれば可。予防接種等も同様の考え方となる。

Q13 事業者・ヘルパーの車両を用いての利用。

事業者もしくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援の利用は可能か。また、その場合の算定はどのようになるのか。

A 道路運送法に基づく福祉有償運送の登録等がある場合は、事業者等の車両を用いて、移動支援を行うことは可能である。ヘルパーとは別に運転手がいる場合は算定対象となるが、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態とは見なせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなる。

(例) 【 10:00~12:00 までの支援の場合 】

- ・ 10:00~10:30 自宅からヘルパーが運転 (※ 算定対象外)
- ・ 10:30~11:30 目的地での介助
- ・ 11:30~12:00 自宅までヘルパーが運転 (※ 算定対象外)

上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は2時間だが、そのうち1時間は運転中であり、介助を行っている状態とは見なせないため、算定対象外となる。従って、算定できる時間数は1時間となる。

Q14 利用者の家族等の車両を用いての利用。

利用者の家族等の運転する車にヘルパーが同乗する場合は、移動支援の利用は可能か。

A 可能。ただし、本人が多動で常時見守りが必要な場合や座位保持が困難で誰かが支える必要があるなど、ヘルパーが同乗し介助が必要な場合に限る。なお、家族が運転する車に乗ることについて、事故時の責任問題を考える必要がある。例えば家族が運転する車で事故を起こした場合に、相手への賠償は家族の自賠責保険などで行うが、本人が車内で怪我をした場合などに、ヘルパーの責任を問われたいとは限らない。賠償責任を問われるような場合に、事業所で加入している保険が適用になるのかどうかも確認し、事業者と利用者は十分な合意のもとに利用する必要がある。

Q15 学校行事での外出。

学校行事 (遠足、社会見学等) で外出する際に移動支援を利用することは可能か。

A 授業の一環のため、不可。

Q16 事業者主催の行事への利用。

事業者が主催 (発案・企画) したイベント、集団旅行、遠足等のレクリエーション活動の場合、移動支援を利用することは可能か。

A 可能。ただし、移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、利用者に参加を強制するような場合は移動支援の対象外。また、生活介護等の通所先の事業者が主催する行事等については、地域住民等も参加するお祭り等のイベントであれば移動支援は利用可能であるが、生活介護の創作活動等の時間を利用しての通所者向けのイベント(クリスマス会等)で、生活介護等の報酬が発生する場合は移動支援の対象外。

Q17 スーパー銭湯や温泉での入浴。

スーパー銭湯や温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いか。

A 可能。ただし、身体介護を伴う支給決定を受けている場合に限る。なお、入浴については水による事故の恐れがあるため、事業所で加入している保険の適用可否等を含め、事業者と利用者は特に十分な合意のもとに利用する必要がある。

Q18 旅行での利用 旅行する際に、移動支援の利用は可能か。

A 可能。なお、宿泊先のホテル等の中での介助は、外出の準備(整容、更衣介助、手荷物の準備等)や外出から戻った直後の対応(更衣介助、荷物整理等)の必要最小限の時間を除き、移動支援の対象外。

Q19 2事業所からのヘルパーの派遣 2人体制での介助が認められている利用者の場合に、異なる2つの事業所から1人ずつヘルパーを派遣し、同時に支援を行うことは可能か。

A 2人体制で介助を行う場合は、1つの事業所から2名のヘルパーを派遣することが原則。ただし、事業所の人員体制上困難である等特別な事情のある場合には、異なる事業所からの派遣も可とする場合があるため、該当事由が発生した際には、担当区役所障害高齢課まで相談のこと。

Q20 準備のみを行って外出できなかった場合

外出のための用意をしていたが、突然利用者の体調が悪くなる等の理由により外出できなくなった場合、サービス費の算定が可能か。

A 外出のための着替え、準備、排泄等の介助をしていた時間については算定の対象となるが、それ以降の時間については算定不可。